

企業における

マイナンバー制度

実務対応セミナー



マイナンバー制度については、番号の通知が平成27年10月から、利用開始が平成28年1月からと、その運用が始まる時期が迫っています。すべての企業がマイナンバーを含む個人情報の保護・管理について適正な対応が求められるようになる一方で、内閣府の調査によると制度の認知度は3割に達せず、また、多くの企業がどのような対策を講じるべきなのかよくわからないなどの不安を訴える声をお聞きします。

本セミナーでは、マイナンバー制度への企業の実務対応として、制度の概要などの基礎知識から、個々の事業者が実務で必要となる具体的な対応策について、ケーススタディも含めてわかりやすく解説いたします。この機会にぜひご参加ください。

■日 時：平成27年**5月27日**（水） 13:30～16:30

■場 所：仙台商工会議所 7階 大会議室
（〒980-8414 仙台市青葉区本町2-16-12）
バスご利用の場合……商工会議所前下車
地下鉄ご利用の場合……勾当台公園駅下車（南4番出口）

■主 催：仙台商工会議所、日本商工会議所
一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

■共 催：宮城県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会

スケジュール

13:30～14:30 「マイナンバーガイドライン入門
～特定個人情報の適正な取扱いに関する
ガイドライン（事業者編）の概要～」

講師：特定個人情報保護委員会事務局総務課 課長補佐 磯村 建 氏

14:30～16:10 「実務におけるマイナンバー制度対応」

講師：牛島総合法律事務所 弁護士 影島 広泰 氏

16:10～16:30 「リスク管理の重要性について」

講師：一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

■参加費：無料

■対象：中小企業経営者など

■定員：200名 ※1社につき1名とさせていただきます。定員になり次第締切。
※なお、セミナーの開催進行に必要な最低人数に達しない場合などにより、中止になる場合もございますので、予めご了承ください。

■申込方法：下記の日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) のWebサイトに設置しております、本セミナー専用申込フォームからお申込ください。

お申し込みページ：<https://contact.jipdec.or.jp/m?f=261>

■締切：平成27年5月15日(金)
受講をキャンセルされる場合は、必ず事前に当所あてにご連絡ください。

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、セミナー時に撮影の写真を当所ホームページ、月報「飛翔」において公開する場合があります。

お問い合わせ

仙台商工会議所 人材育成センター

TEL:022-265-8126 E-MAIL:seminar@sendaicci.or.jp



社の都 仙台
SENDAI CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

仙台商工会議所HP [<http://www.sendaicci.or.jp/>] では、随時セミナー情報をお知らせしています。

マイナンバーとは？

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。

※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット

メリット1 行政の効率化 **手続きが正確で早くなる**
行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

メリット2 国民の利便性の向上 **面倒な手続きが簡単に**
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

メリット3 公平・公正な社会の実現 **給付金などの不正受給の防止**
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

平成27年10月以降、国民の一人一人にマイナンバー(個人番号)が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があります。

制度開始に向けた適切な準備が必要になりますので、お早めのご対応をおすすめします。

詳しくは、マイナンバーのホームページをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>